

# 札幌市こどもの劇場・札幌市こども人形劇場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和4年11月15日改訂

## 1 ガイドラインの目的

新型コロナウイルス感染症拡大の予防と施設開館の両立を図るにあたり、施設利用者と施設職員の安全を確保する観点から基本的な考えを示すものです。

本ガイドラインは、地域の感染状況に変化があった場合には、適宜、見直しを行います。

※ 公演にあたっては、業種別ガイドラインである、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」をよく読んで、感染防止を徹底してください。

※ 地域の感染状況を踏まえ、施設管理者・公演主催者・施設利用者は、協力・連携しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する措置を講じてください。

## 2 札幌市こどもの劇場・札幌市こども人形劇場の感染防止策

### (1) すべての施設利用者に取り組むべき対策（共通事項）

#### ア 有症状者の入場制限

- ・発熱（平熱よりも高い熱）や下記の症状等に該当する者は施設利用・入場を控える。
  - 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障がい等
  - 陽性とされた者との濃厚接触がある場合

#### イ 人と人との距離の確保

- ・人と人との距離を確保し、密集場所、密接場面を回避する。

#### ウ 換気の実施

- ・室内の空気の常時入れ替えを徹底する。

#### エ 手洗いや手指消毒の励行

- ・施設入館時には手指消毒を励行する。（流水での手洗いが可能な場合は手洗いを励行）

#### オ マスクの着用

- ・施設内ではマスク着用を基本とする（着用が困難な乳幼児を除く）。

#### カ 大声を出さないこと、長時間の会話の抑制、咳エチケットの励行

#### キ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（水筒等での補水を除く）

### (2) 施設側に取り組む対策

#### ア 職員の健康管理

- ・職員は、マスク（不織布マスクを推奨）を着用し、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。

#### イ 感染リスクの評価

- ・接触感染、飛沫感染について、施設利用者の動線や接触、地域の感染状況等を考慮

した感染リスクの評価を行い、効果的な感染症対策を講じる。

ウ 施設の運営管理

- ・館内出入口への手指消毒剤の設置
- ・館内換気の実施
- ・接触感染の対策（不特定多数が頻繁に触れる場所の消毒等）
- ・飛沫感染の対策（アクリル板等の間仕切り設置、対面を避けるレイアウトの工夫等）
- ・感染予防周知に関する掲示物の掲示、館内放送

(3) 公演主催者（出演者・スタッフを含む）が取り組む対策

ア 出演者・スタッフ等の健康管理

- ・公演主催者（演出上やむを得ない出演者を除く）は、マスク（不織布マスクを推奨）を着用し、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。
- ・出演者・スタッフ等の名簿を作成し、健康状態や入退館状況の管理を行う。

イ 感染リスクの評価

- ・公演の企画に当たっては、接触感染、飛沫感染について、出演者・スタッフ・来場者の動線や接触、地域の感染状況等を考慮した感染リスクの評価を行う。

ウ 事前の対策

- ・公演内容等及びリスク評価を踏まえた、効果的な感染症対策を検討、導入する。
- ・密な空間防止のため、仕込み・リハーサル・撤去等、余裕を持ったスケジュールを設定する。
- ・実施する感染症対策等を事前に来場者等に周知する（有症状者等の来場制限、マスク着用等）。

エ 公演当日の対策

- ・来場者、出演者・スタッフ用の手指消毒剤の設置及び励行
- ・マスク着用を基本とする（マスクを持参していない来場者がいた場合は、主催者側でマスクを配布する等の対応を行う）
- ・接触感染の対策（出演者と来場者の接触回避等）
- ・飛沫感染の対策（人と人との距離の確保による密集場所・密接場面の回避、長時間の会話の抑制等）
- ・発声を伴う出演者と観客は、客席最前列から水平距離を2 m程度確保する。

オ その他

- ・給湯室での賄い調理による食事提供の禁止
- ・楽屋の利用は、貸室利用者が取り組む対策・貸室利用の収容率に準じる。
- ・通用口等からの出入りの禁止（物品の搬出入は施設管理者の指示に従う）

(4) 貸室利用者が取り組む対策

ア 利用者の健康管理

- ・利用者は、マスク（不織布マスクを推奨）を着用し、こまめな手洗い及び消毒液による手指消毒を実施するとともに、検温等による健康管理に努める。

#### イ 貸室利用当日の対策

- ・貸室内の換気の実施（換気扇の作動や窓・ドア等を開放するなど、常時空気の入換えを行う）
- ・飛沫感染の対策（人と人との距離を確保の確保による密集場所・密接場面の回避、長時間の会話の抑制等）

#### ウ その他

- ・通用口からの出入りの禁止（物品の搬出入は施設管理者の指示に従う）
- ・貸室内で食事をする場合は、以下の点を留意するとともに、収容率は「大声での歓声・声援等がないことを前提とする利用」として取り扱わず、4ページに示す貸室ごとの利用定員を上限とする。
  - 対面を避けて座る
  - 食事中にマスクを外す際は会話を控える
  - 食事前には流水による手洗い又は手指消毒を行う
  - 大皿料理や食器・カトラリー類の共用は行わない
  - 弁当容器等のゴミは、袋に密封して持ち帰る

### 3 施設の収容率について

#### (1) ホールの利用時の収容率について

札幌市こどもの劇場及び札幌市こども人形劇場は、乳幼児を含む子ども向けの演目を多く上演する劇場施設であることから、原則、観客収容率を50%とする。

ただし、大声での歓声・声援等がないことを前提とする公演等において、以下の条件を全て満たす場合、施設と事前に演目や公演内容等に応じた協議の上で、観客収容率を100%以内とすることができるものとする。

「大声」とは、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することとし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さない場合に「大声あり」に該当するものとする。

- マスクの正しい着用の周知
- 大声を出さないことの周知
- マスクを着用しない者や、大声を出す者に対応するスタッフの配置
- 人と人とは触れ合わず、密とならない間隔の確保（家族単位を除く）
- こまめな手洗いと手指消毒の徹底
- 有症状者の出演・入場・来館を防止する措置の徹底
- 密集の回避（密集回避措置や十分な換気等）
- 出演者・来場者の接触・飛沫感染リスクの排除

#### (2) 貸室の利用時の収容率について

大声での歓声、声援及び飲食（短時間マスクを外し水分補給を行う程度は除く）がないことを前提とする利用において、以下の条件を全て満たす場合、貸室ごとの利用人数の制限を撤廃する（楽屋の利用は貸室利用の考え方に準じる）。

- マスクの正しい着用の周知
- 大声を出さないことの周知
- 人と人が触れ合わず、密とならない間隔の確保（家族単位を除く）
- こまめな手洗いと手指消毒の徹底
- 有症状者の利用を防止する措置の徹底
- 密集の回避（密集回避措置や十分な換気等
- 利用者同士の接触・飛沫感染リスクの排除

上記の条件を全て満たすことが困難な場合は、以下の利用定員を上限とする。

<こどもの劇場やまびこ座>

貸室名	面積	利用定員※
研修室	79.69 m <sup>2</sup>	24人
美術工作室	89.96 m <sup>2</sup>	27人
会議室	39.84 m <sup>2</sup>	12人
楽屋	39 m <sup>2</sup>	12人

<こども人形劇場こぐま座>

貸室名	面積	利用定員※
楽屋用スペース	13.9 m <sup>2</sup>	4人

※ 利用者一人当たり、2畳程度（1.8m×1.8m）で換算